○国土交通省告示第百八十二号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年二月二十日　国土交通大臣　前田　武志

本則の表利率欄中「一・二パーセント」を「一・一パーセント」に改める。

附則第三項の表一の項及び表三のイの項利率欄中「一・四パーセント」を「一・三パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十四年一月二十日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第百八十三号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の九の規定により、同法第五十一条の四第二項第五号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第五十一条の十九第二号の規定により、公示する。

平成二十四年二月二十日　国土交通大臣　前田　武志

一　登録番号　補・第10―㈡号

二　登録養成施設の名称　札幌理工学院

三　変更後の登録養成施設の長の氏名　上條　勝也

四　変更年月日　平成二十四年二月一日

○国土交通省告示第百八十四号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第千三百一号の一部を次のように改正する。

平成二十四年二月二十日　国土交通大臣　前田　武志

三を次のように改める。

三　保険等の業務を行う事務所の所在地

イ　東京都港区西新橋三丁目七番一号

ロ　宮城県仙台市青葉区一番町四丁目六番一号

○東北地方整備局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十日　東北地方整備局長　徳山日出男

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
仙台市太白区諏訪町三一五番から同市太白区長町六丁目一七五番三まで	前	二二・〇〇メートル～七四・三〇メートル
	後	二二・〇〇メートル～五〇・一〇メートル

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	仙台市太白区諏訪町三一五番から同市太白区諏訪町三〇一番まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年二月二十日

○東北地方整備局告示第十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十三号	山形県最上郡金山町大字金山字上野八七一番一六から同町大字飛森字森下一九四番一まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年二月二十日

○東北地方整備局告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十日　東北地方整備局長　徳山日出男

一　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道　百十三号　山形県西置賜郡小国町大字玉川字時巣沢地先から山形県西置賜郡小国町大字芹田字沢田三地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　東北インテリジェント通信株式会社　代表取締役社長　柴田　一成

住　所　宮城県仙台市青葉区一番町三丁目七番一号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

道路管理者が道路管理の用に供するため設置している道路附属物である光ファイバケーブルのうち、本協定に基づき他の工作物管理者と道路管理者の兼用工作物となる芯線に断線、不通などがなく、正常な通信状態にあることの確認

四　管理の期間　平成二十四年二月一日から本協定の存続する日まで

○関東地方整備局告示第四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十日　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第四号線

三　事業施行期間　自平成二十四年二月二十日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都港区六本木四丁目、六本木七丁目、赤坂九丁目、赤坂八丁目及び南青山一丁目地内

使用の部分　なし